



すみりんニュース No.78

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

(この号の内容)

- 「地域住民と専門職との協働による総合相談の展開」／大阪市立大学 野村恭代……………1-6
- 連載 Vo.2 けんぞうの視点
「琉球遺骨返還訴訟・琉球人遺骨保管住民監査請求支援集会へのアピール」／友永健三……………7-8
- 住吉隣保事業推進協会のうごき
ご寄付のお願い・2021年度 賛助会員を募集しています!……………8-9
クレジット決済によりご寄付・賛助会費の納入ができます!……………9
活動報告「どっこい喫茶」……………9
「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座 7月例会のご案内……………10
公益財団法人 住吉隣保事業推進協会さまざまな媒体で情報を配信しています!……………10

2021年3月31日、「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座の3月例会を開催しました。近年、福祉ニーズの増大、福祉人材の不足などにより、これまでの自助・共助・公助といった枠組みを超えて、住民総出で支えあう地域社会の創出が求められています。3月例会では、大阪市立大学の野村恭代さんを講師に迎え、「住民参加の相談支援とは～北海道・津別町のとりくみに学ぶ～」をテーマに講演していただきました。日常生活圏における専門職と地域住民が協働する総合相談体制とそれを支える自治体の役割について、北海道・津別町で取り組まれている実践について学ぶことができました。参加者は6人と少人数でしたが、当日の講座の内容は、住吉隣保事業推進協会のホームページから動画でご視聴いただけます。なお、今号では、講師の野村恭代さんに、当日の報告をもとにご寄稿いただきました。

(事務局)

「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座・3月例会 「住民参加の相談支援とは～北海道・津別町のとりくみに学ぶ～」

「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座・3月例会
『住民参加の相談支援とは～北海道・津別町のとりくみに学ぶ～』
日時:2021年3月13日 午前10:00～12:00
場所:すみよし隣保館寿3階大会議室
講師:大阪市立大学 野村恭代さん



地域住民と専門職との協働による総合相談の展開

大阪市立大学 野村 恭代

[要旨]

筆者はこれまで、地域住民と専門職との協働による総合相談の仕組みづくりに携わってきた。この仕組みのモデルとなっているものは、筆者らが研究の観点から進めてきた「地域相互支援型自治体推進モデル」である。本モデルでは、地域住民の総力を結集した「支え合い」を基調としながら、日常の生活圏域において専門職と地域住民とが協働する総合相談体制（フェーズⅠ）と、それを支える地方自治体の役割を明確にした、生活困窮者（社会的孤立者も含む）等への支援のあり方（フェーズⅡ）を提示した。

本モデルの最大の特徴は、これまで蓄積されてきた地域を基盤としたソーシャルワークや総合相談をめぐる理論を援用しながら、地方自治体と共同で地域での支え合いの仕組みを構築することにある。この過程で得られる知見は、汎用性の高い新たな地域支援モデルの特質を提示することとなり、社会福祉システムの今後のあり方に一定の貢献をなすことができるものと考えている。

[キーワード]総合相談,地域拠点,地域を基盤としたソーシャルワーク

Ⅰ 背景

1) 生活課題の増大

2008年のリーマン・ショックに端を発した年末の「年越し派遣村」あたりからだろうか。日本社会は「生活困窮」に大きな関心を寄せるようになった。それまでももちろん「貧困」をめぐる課題は社会問題の一つとなっていたが、世界的な恐慌により、貧困問題は一部の人の問題であるとの認識から、自分に身近なものとして意識されるようになった。それ以降、依然として所得格差は縮まらず、支援を要する人たちのニーズは高まり、かつ複雑化し続けている。

こうした情勢の背景には、社会経済問題以外にも、相互扶助関係を包含した地域社会の瓦解、虐待等の権利侵害事例の増加、社会保障システムの制度疲労等が存在し、生活上の福祉課題は、多様化・深刻化・潜在化の様相を呈している。こ

のような事態はいわゆる「制度の狭間」を生み出し、現行の福祉制度では対応できないことが明白となったこともあり、平成27年度から「生活困窮者自立支援制度」が施行された。本制度は新たな課題構造に対応するために、新しい支援の仕組みの構築を目指したものである。複雑化する福祉課題に対応可能な枠組みを提示することにより、地域を基盤とした新たな相談支援に向けての一步を踏み出した。この新たな相談支援のあり方とは、地域に「支え合いのかたち」を創造していくことに他ならない。こうした支え合いのかたちを作り上げていくために、地域でどのような展開をしていくべきか、その道標が必要である。

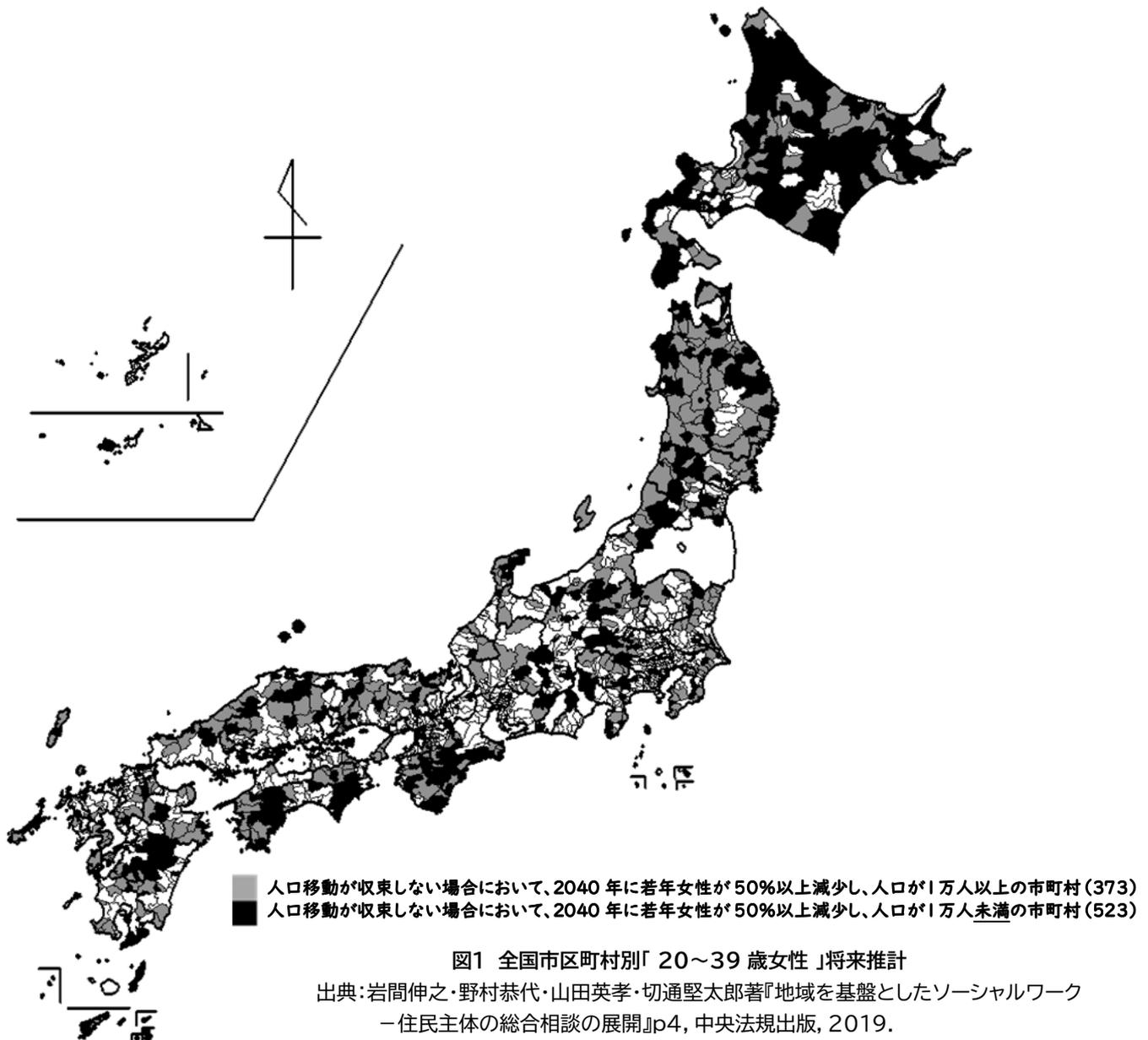
2) 人口減少社会の到来

人口構造の変化、とりわけ人口減少社会の到来は、生活上の福祉課題の増大に深刻な影響を与える要因となる。日本創生会議・人口減少問題検討分科会における発表では、若年層の地方から大都市部への人口流出が止まらないという仮定のもとで算出した結果、2040年には「消滅可能性都市」（20～39歳の女性人口が5割以下に減少する自治体）が896自治体に達するとした。（図1）

このことは、人口構造における少子高齢化は、人口減少と重なってさらに深刻な事態が想定されること、その背景要因にある人口流出は、地方自治体それぞれが対策を講じることが不可避であることに加え、日本全体の産業構造を含めた骨太の対策が必要であることを強く示唆するものである。

2040年を待たずしても、地方ではすでに危機に瀕している自治体は少なくなく、大都市も含めいずれ日本全体の人口が減少し超高齢化していくことは避けられない。そうした中、住民の福祉課題の解決は、今以上に一層難しくなる。





2 「地域相互支援型自治体推進モデル」の概要

1) 「地域相互支援型自治体推進モデル」とは

図2は、地域相互支援型自治体推進モデルの概念を示したものである。このモデルでは、地域住民の総力を結集した「支え合い」を基調としながら、日常の生活圏域において専門職と地域住民とが協働する総合相談体制(フェーズⅠ)と、それを支える地方自治体の役割を明確にした、生活困窮者(社会的孤立者も含む)等への支援のあり方(フェーズⅡ)を提示するものである。

フェーズⅠでは、中学校区等の日常生活圏域を基本ユニット(地域を基盤としたソーシャルワークの拠点)として、コミュニティソーシャルワーカー等の専門職と地域住民側の中核的担い手とが協働し、地域住民の総力を結集した「支え合い」による総合相談体制の構築を図るものである。そこでは、支援機能

として①早期発見・早期対応による予防的支援、②支え合い活動による課題解決と見守り、③地域住民と専門職の協働による課題解決等を想定している。

フェーズⅡでは、総合相談体制を支える地方自治体の役割として、①行政機構(機能)の統合化、②福祉施策の計画的推進、③地域資源の創出、④市民活動の環境整備等について整備することを想定している。

このモデルの最大の特色は、これまで蓄積されてきた地域を基盤としたソーシャルワークや総合相談をめぐる理論を援用しながら、地方自治体と共同で地域での支え合いの仕組みを構築することにある。この過程で得られる知見は、汎用性の高い新たな地域支援モデルの特質を提示することとなり、社会福祉システムの今後のあり方に一定の貢献をなすことができるものとする。

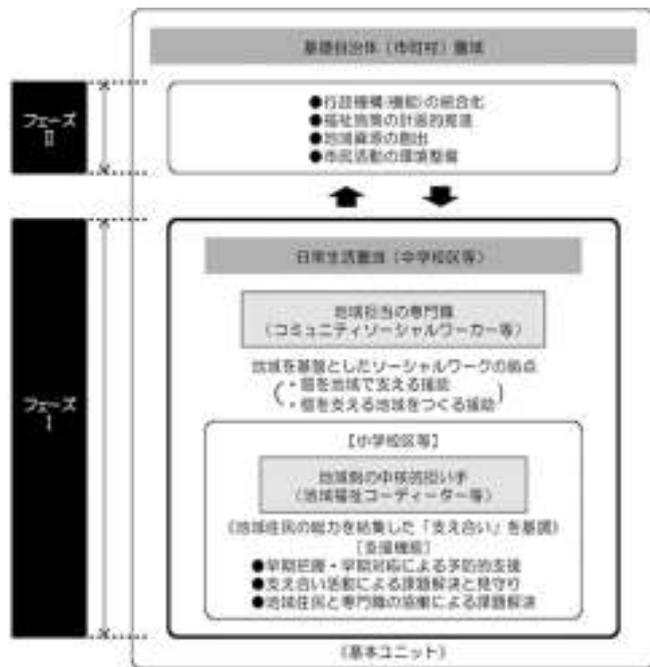


図2 地域相互支援型自治体推進モデル

出典：岩間伸之・野村恭代・山田英孝・切通堅太郎著『地域を基盤としたソーシャルワーク—住民主体の総合相談の展開』p7, 中央法規出版, 2019.

2) 地方自治体の役割

「地域相互支援型自治体推進モデル」には、「地域」という曖昧なエリアを指し示す言葉と、「自治体」という法的に明確に位置づけられるエリアとが含まれている。住民のライフスタイルは人それぞれであることから、人々が生活を営む空間を「地域」と表現し、そこで「相互支援型」の仕組みを作り上げることを意味するものである。そして、このモデルは法的に位置づけられている基礎自治体が責任を持って推進していくという意味を込めている。

「地域」のエリアを明確に標準化することは困難であるが、エリアの概念を自治体自らが整理し、地域福祉を向上していくことは自治体の責務である。つまり、基礎自治体にはそれぞれの市町村の実情に応じ、住民参画による多様な生活課題への対応に向けた道を拓く施策が求められるのである。

3 総合相談の展開～個への援助から地域づくりへ～

1) 総合相談における個別支援

総合相談における個別支援は、図2で示したフェーズ I に位置づけられるものである。多様化する生活上のニーズへの個別支援は、まずはニーズを正確に把握すること、そしてそのニーズが多様な担い手によって支えられる仕組みを作ることが求められる。

地域生活上のニーズにどのように対応するかは、ソーシャルワーク実践の入り口の議論に連なるものである。入口の設定

は、同時にソーシャルワークの出口、つまりソーシャルワーク実践のゴールをどこに設定するか、という議論と深く関係する。入口は、実践としてのプロセスを経て出口へとつながることになるからである。つまり、入口をひろげることは出口を広げることを意味するものである。

入口では、生活のしづらさへの排除のないアプローチ、全世代・全課題への対応が求められ、結果として制度の狭間へのアプローチにもつながる。これは予防的支援としての早期発見・早期対応をも意味する。この入口と地続きに出口が位置づけられる。

入口と出口をつなぐものは、支援のプロセスである。このプロセスに援助の特質が反映されることになり、プロセスが不十分であれば出口に至ることはない。プロセスとは、①小地域における相談支援体制の構築、②「伴走型支援」の推進、③個と地域の一体的支援（個を地域で支える援助）、④多様な担い手の参画、⑤ネットワークによる連携と協働等が挙げられ、これらは地域を基盤としたソーシャルワークの特質である。

2) 地域づくり

日常生活圏内での個別支援による成果や課題を踏まえ、基礎自治体圏域において個別支援をバックアップすることがフェーズIIにおける地域づくりである。つまり、「地域相互支援型自治体推進モデル」におけるフェーズIIとは、フェーズIで展開する「総合相談拠点（地域拠点活動）」において、専門家や地域住民による援助や予防的支援を支え、発展させるための取り組みである。

例えば、地域の相談拠点で把握された困難事例について、相談拠点だけで解決することが困難な場合もあり、そのような場合には全区的に対応を検討していくことが求められる。また、相談拠点で共有された地域課題は、当該地域のみではなく他地域にも共通するものである可能性もあり、そうした課題について共有し、対策を検討することもフェーズIIで取り組むべきものである。

このように、フェーズIIは自治体全域で取り組まれるものであり、横断的、継続的、創造的な取り組みが重要となる。このことは、福祉分野にとどまるものではなく、日本全国の人口減少地域に求められるまちづくりとも通底するものである。

フェーズIIの具体的な推進策は、フェーズIで表出した課題について、庁内の他部署と共有し、その解決策を探ることである。また、自治体内だけでは解決できない課題が表出することもあるため、国や都道府県への要望及び政策として提言することが必要な場合もあり、自治体内及び日常生活圏域での担い手との継続的な議論が行われることが期待される。

3) 一つの事例が地域を変える

前述したように、入口の設定は出口の設定に密接に関わる。ここでの出口とは、多様な居場所と就労機会の創造といった個別支援の結果のみならず、個と地域の一体的支援の結果としての個を支える地域をつくる援助、さらに総合相談の着地点としての小地域における「助け合い」の仕組みの構築を意図しており、このことはまさに地域づくりでもある。一つひとつの事例を積み上げていくことが、地域社会システムを改善し、支え合いの仕組みを構築していくことにつながる。

地域福祉の現場において「地域づくり」が唱えられて久しい。しかし、その責任主体は「連携」という抽象的な表現のもとに曖昧なまま用いられている一面もある。先に触れたとおり、地域相互支援型自治体推進モデルにおける地域づくりの責任主体は、人口減少していく社会を支えていかなければならない自治体にある。

4) 事後対応型福祉から事前予防型福祉へ

「地域相互支援型自治体推進モデル」の特徴を端的に言えば、それは事後対応型福祉から事前予防型福祉への転換を目的とする点である。把握された生活課題に対して支援を行うことを目的とするのではなく、課題が発生する前、課題が深刻化する前に予防的に支援を行う点に最大の特色を有する。

従来型の福祉では、困りごとにふさわしい相談窓口を自ら選び出向く必要がある。また、多様化、複雑化する生活課題に対し、個別の窓口で対応することには限界がある。加えて、そうした生活課題に対し、行政の窓口や専門職だけで対応していくことも困難な状況にある。さらに、潜在的な課題に対するアプローチ、いわゆるアウトリーチの困難性は全国的に高まっている。

このような情勢の中で、地域を基盤としたソーシャルワークの理念に基づいた総合相談を展開する視点に立てば、これらの一連の取り組みは、行政や専門窓口ではなく、住民に身近な場所で行うことに意味がある。本人の生活の場、つまり徒歩圏内に集える場所を総合相談拠点として設けることは、地域における新しいつながりの構築と多様な支え合いの創造にもつながる。そしてそのためには、専門職だけでなく地域住民も協働しながら取り組むことが求められる。

4 地域拠点での総合相談の実際

1) 身近な「相談所」

北海道 A 町には、現在、4か所の相談所（総合相談拠点）が開設されている。開設当初、相談所に名称はなかったが、「名称があった方がより身近なものに感じられる」という担い手の発案により、相談所に名前をつけることになった。地域の担い手、町

の担当者、社会福祉協議会の担当者等で相談した結果、相談所の名称は、「身近な相談所『ぽっと』」に決まった。

最初に開所したのは、B 自治会の相談所である。本相談所は、2016（平成 28）年 10 月に開設した。相談所の運営は、主に民生委員や自治会役員からなる地域の担い手 10 名と町の担当者、社会福祉協議会の担当者として担っている。

B 自治会の担い手は女性が多いこともあり、地域のなかで潜在化している課題が浮かび上がってくることも多い。なお、相談所内の話はいわゆる地域の「うわさ話」ではなく、地域住民を地域住民が支えるために必要な情報であるとの共通認識をもち、相談所以外の場で他言することのないよう申し合わせをしている。総合相談拠点の活動に取り組む中で、担い手からは相談所で「待つ」だけではなく、専門職と担い手がペアになり同行訪問やアウトリーチをしてはどうか、といった意見が出ている。

C 自治会では、B 自治会から1ヵ月遅れの2016（平成 28）年 11 月に福祉相談所が開設された。地域の担い手6名と町の担当者、社会福祉協議会の担当者として運営している。C 自治会は B 自治会と異なり、担い手の大半は男性である。そのため、当初はなかなか話が膨らまない、次の話に進まないといった課題があった。しかし、担い手から「地域の状況を把握したい」という要望が出され、早い段階から家族との同居ではあるものの、「日中独居」である世帯やひきこもりの人のいる世帯への訪問活動を始めている。訪問は地域の担い手のみで行っており、2~3人が一組となり家庭訪問を実施し、訪問後は相談所内で情報共有を行っている。



写真：身近な福祉相談所 ぽっと



写真：活動の様子

2) 総合相談における行政の役割

多様な担い手がかかわりながら、本人の生活の場で援助を展開することは、本人の生活の継続を考える際、きわめて重要なものである。地域を基盤としたソーシャルワークでは、本人が生活する場を拠点として、本人及び本人を取り巻く環境を対象に一体的に援助を展開することになる。このことは、予防的な働きかけにもつながる。本人の生活の場に出向き、そこで援助を展開するため、深刻な状態になる前に対応することが可能となる。深刻になる前に対応するということは、それだけ援

助の選択肢を多く持てるということであり、本人の側に立った援助の可能性も広がりを見せる。

また、本人の生活の場で援助を展開するということは、援助対象の拡大につながる。さらに、本人の課題を個別にみるのではなく、生活を中心として生活上で生じる生活のしづらさそのものに焦点をあて援助を展開することが可能となる。多様化・深刻化する生活課題のなかには、現行の制度の枠組みでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」にあるものが多く存在する。岩間は、制度の狭間をつくり出したのはソーシャルワーカーであることを厳しく指摘している。専門職である以上、援助の対象者を制度的な枠組みで選別することなく、生活のしづらさにより対象者として認識されていない課題にも対応していかなければならない。

3) 総合相談における専門機関・専門職の役割

総合相談を推進する中核エリアは、中学校区レベルを想定する日常生活圏域であり、かつこれは実践上の基礎単位でもある。総合相談は広域では推進することはできず、そのため小地域で展開することになる。ここでは中学校区を目安の範囲としているが、さらに小さなエリア単位を基本ユニットとすることが理想である。そしてこの基礎単位となるエリアはアウトリーチの拠点にもなる。伴走型の個別のかつ継続的な支援は、本人の生活の場である地域に拠点を置くことではじめて可能となる。

また総合相談では、エリアを設定したうえで地域を担当する専門職と専門職ではない地域側の担い手とが日常的に協働する体制を包含する。総合相談の核となるものは、「地域担当の専門職」と「地域側の中核的担い手」との日常的な連携・協働である。なお、この連携と協働の中心にあるものは言うまでもなく「本人」である。本人を中心として、複数の機関やさまざまな専門職、地域住民等がネットワークを形成し、連携と協働によって援助を展開することは、現代の生活課題に対応するためには必要不可欠なことであり、その重要性も増している。

複雑化、多様化した生活上の課題に対応するためには、専門職のみの援助には限界がある。本人の生活のしづらさに焦点をあてた援助を展開するためには、地域住民等のインフォーマルサポートの積極的な参画が必要となる。専門職は住民の参画を促しながら、住民が安心して活動できるようにサポートし協働する役割を担う。

4) 総合相談における地域住民の力

現代社会では各分野の機能分化が進んでいるため、生活を営むためには複雑化した機能と複数の接点をもちながら、生活の必要性に応じてそれらの機能を自身で判断し、組み合わせ活用することが求められる。しかし、すべての人が容易に機能を活用できるわけではない。これらから取り残された人々は生活が立ち行かなくなり、次第に近隣の人々との間に距離が生まれ、いわゆる自立した生活を営むことに困難を伴うようになる。その結果、地域のなかには、さまざまな課題を抱えながら生活する人も少なくない。それは現代に限ったことではなく、いつの時代にも共通することではあるものの、課題の質は変化している。

地域における生活課題が多様化することは、担い手の多様化をも意味する。課題解決の主体はあくまでも本人であり、援助者は本人のおかれている状況に合わせた援助システムにより援助を行う。つまり、サービスや制度に本人を合わせるのではなく、本人にサービスや制度が合わせるのである。このことは、個別の課題に個別に働きかけるのではなく、複数のニーズに対して一体的に働きかけることにより変化を促すという、ソーシャルワークの基本的視点に基づくものである。

【文献】

- 岩間伸之・野村恭代・山田英孝・切通堅太郎著『地域を基盤としたソーシャルワーク—住民主体の総合相談の展開』中央法規出版、2019。
- 岩間伸之「地域のニーズを地域で支える—総合相談の展開とアウトリーチ」『月刊福祉』99-9, pp.22-27, 全社協, 2016。
- 岩間伸之「生活困窮者自立相談支援事業の理念とこれからの課題—地域に新しい相談支援のかたちを創造する—」『都市問題』106-8, pp.60-68, 後藤・安田記念東京都市研究所, 2015。
- 岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣, 2012。
- 岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能—個と地域の一体的支援の展開に向けて」『ソーシャルワーク研究』, 37(1), pp.4-19, 相川書房, 2011。
- 野村恭代「地域における包括的な相談支援体制の推進とソーシャルワーカーの役割」『精神保健福祉』, 2018。

★講座は動画でもご覧いただけます★

住吉隣保事業推進協会のホームページからアクセスしてください。

ホームページアドレス <https://sumiyoshi.or.jp/>

連載
Vol.2

けんぞうの視点



琉球遺骨返還訴訟・琉球人遺骨保管住民監査請求支援集会へのアピール

友永健三（公益財団法人住吉隣保事業推進協会 理事長）

今号では、現在、京都地裁で争われている琉球遺骨返還訴訟について、本年 2 月 25 日開催された琉球遺骨返還訴訟・琉球人遺骨保管住民監査請求支援集会へ送った、連帯アピールを掲載します。この訴訟を、ご存じの方は少ないのではないかと思います。先住民の先祖の遺骨については、当事者の同意なしに、研究者によって一方的に掘り起こし、持ち去られている事例が世界的にも見られるため、世界各地で、返還を求めた運動が展開されています。また、先住民の祖先の遺骨の返還は、2007 年 12 月国連で採択（日本政府は賛成）された先住民権利宣言（第 12 条）でも先住民の権利として認められているものです。以下のアピールをご一読いただき、この訴訟への理解を深めていただきたいと思います。

参考図書：松島泰勝・山内小夜子編著『琉球人遺骨は訴える 京大よ、還せ』耕文社、2020 年 9 月

琉球遺骨返還訴訟・琉球人遺骨保管住民監査請求 支援集会へのアピール

部落解放・人権研究所名誉理事、反差別国際運動顧問の友永健三です。

まず、琉球遺骨返還訴訟と琉球人遺骨保管住民監査請求を支持することを表明したいと思います。

この立場から、昨年 11 月 23 日、わたくしが事務局を担当しています第 89 回マイノリティ研究会をオンライン形式で開催し、松島泰勝先生と山内小夜子事務局長から、この問題の全体像と、運動の具体的な取り組み状況を報告していただき、活発な質疑応答をしました。

この内容は、『マイノリティ研究会ニュース No89』に掲載し、当日、諸般の事情で参加していただけなかった方にも送付し、この運動が持つ意義を一人でも多くの方に広めたいと思っています。

さて、本日の集会への連帯アピールとして、1 点、私の思っていることを訴えたいと思います。それは、琉球の遺骨返還訴訟で争われていることと天皇等の陵墓の取り扱いとの比較から見えてくることについてです。

琉球では、人類学者・金関丈夫（京都帝国大学助教授）によって、遺族や末裔の了解を得ることなく、乱暴な

方法で、百按司墓（むむじやなばか）等から遺骨等が盗掘され、現在でも京都大学等にそれらが保管されている現状があり、末裔の方々を中心に京都大学を相手取って返還訴訟が展開されています。

その一方で、天皇等の陵墓については、考古学者や歴史学者を中心に調査研究の要望が出されていますが、ほとんど認められていないという問題があります。

天皇等の陵墓については、皇室典範に規定があり、天皇・皇后・皇太后・太皇太后を葬る所を陵（みささぎ／りょう）、その他の皇太子や親王などの皇族を葬る所を墓（はか／ぼ）と定められています。

古代史に関心のある方も多いと思いますが、陵墓に指定されている古墳のうち、天皇陵は 41 基、皇后陵は 11 基、皇太子などの墓は 34 基で、合葬したものを差し引くと 85 基あるといわれています。

宮内庁管理の陵墓等は、北は山形県から南は鹿児島県まで、1 都 2 府 30 県にわたっていて、総計 899 に及びます。

これらの陵墓では、現在も皇室および宮内庁による祭祀が行われていて、研究者などが自由に立ち入り調査をすることはできません。調査には宮内庁の許可が必要ですが、許可されて調査が実際に行われた例は数えるほど

しかないのが実情です。しかも、立ち入り調査だけで、遺骨の掘り起こし等の発掘は全く認められていません。

その理由としては、かつて日経新聞奈良支局長のインタビューに対して宮内庁の調査官は「陵墓は皇室の祖先のお墓です。今も祭祀が行われています。静安と尊厳を保つのが本義です」と答えています。

琉球の先祖のお墓に対しては、遺族や末裔の了解を得ることなく、乱暴な方法で遺骨が盗掘され、それが祭られることもなく大学等で保管されている現実が一方にあり、他方で、天皇等の陵墓については、皇室と宮内庁によって厳重に管理され、今も祭祀が行われ、考古学者や歴史学者等による調査が認められていません。たとえ認められたとしても外観を見る立ち入り調査のみで、遺骨の掘り起こしなどは全く認められていない現実があります。

これこそ、あからさまな差別ではないでしょうか。琉球の人々の遺骨も速やかに遺族や末裔のもとに返還され、祭祀が行われるようにすべきだと思います。

なお、人類学会が、京都大学に対して、今後の研究の妨げになるので、遺骨の返還には応じないよとの申し入れを行っていますが、人類学会は、宮内庁に対して陵墓の発掘調査許可の申し入れを行っているのかどうかを知りたいと思っています。どなたかご存じの方がおられれば教えてください。もしも、行っていないようであれば、これも差別ではないでしょうか。

以上で、連帯のアピールは終わります。

2021年2月25日

友永 健三

国連・先住民族権利宣言

第12条

1. 先住民族は、その精神的及び宗教的伝統、慣習及び儀式を表現し、実践し、発展させ、及び教育する権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、保護し及び干渉を受けることなく立ち入る権利、儀式用具の使用及び管理の権利並びにその遺体及び遺骨の返還に対する権利を有する。
2. 国は、関係する先住民族と協力して設けた公正で透明かつ効果的な措置によって、国が保有する儀式用具並びにその遺体及び遺骨へのアクセス並びに／又は返還を可能にするよう努めなければならない。

第13条

1. 先住民族は、その歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法及び文学を再活性し、使用し、発展させ、及び未来の世代に伝達し、並びに共同体、場所及び人にその固有の名称を付し、及び継続的に使用する権利を有する。

(翻訳:北海道大学アイヌ・先住民研究センター)

住吉隣保事業推進協会のうごき

ご寄付のお願い

当法人では、総合生活相談(無料法律相談含む)、自主学習支援事業、就労支援事業、居場所・食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、人権教育推進事業などを公益目的事業として実施しています。具体的には、支援を要する方々の身近な相談場所として、学習支援の場所として、また地域の誰にも開かれた交流の場所・居場所として、人権啓発の研修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えられています(ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受け付けております)。2021年度の目標額は200万円です。いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経

費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。私たちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いいたします。なお、公益法人に対してご寄付された方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人または法人の所得から一定額が控除されます(詳しくは事務局までご相談ください)。

【ご寄付の方法】

下記、口座にて銀行振込によるご寄付を受け付けています。直接事務局へのご持参いただいても結構です。ご寄付の際には、寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

<事務局>住吉隣保事業推進センター
住所:大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15
電話:06-6674-3732

<振込先口座①>

みずほ銀行 住吉支店(店番号:471)
普通口座(口座番号:1606068)
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

<振込先口座②>

大阪信用金庫 住吉支店(店番号 041)
普通口座(口座番号 0115047)
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

<クレジット寄付>

「CANPAN(カンパン) 決済サービス」
*詳細は本ページ「クレジット決済により」をご覧ください。

2021年度 賛助会員を募集しています!

当法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法人主催の指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

<年会費> 個人:3,000円 団体:10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

クレジット決済により
ご寄付・賛助会費の納入ができます!

このサービスでは、365日24時間どこからでも寄付が可能です。また、「継続寄付(賛助会費)」と「都度寄付」をお選びいただけ、寄付先の事業を選択することも可能です。インターネットから寄付・賛助会費納入をご希望の方は、インターネットで「CANPAN決済サービス」を検索し、そのページから「公益財団法人住吉隣保事業協会」(または、以下アドレスをご入力いただくか、QRコードをご利用ください)をさらに検索し、「継続寄付」か「都度寄付」を選択してください。みなさまのご支援、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

★CANPAN 決済サービスをご利用になるには、利用登録が必要です。<https://kessai.canpan.info/org/sumirin/>



活動報告「どっこい喫茶」

緊急事態宣言発令中、すみよし隣保館 寿の貸館等は中止していますが、隣保館事業として一部実施している事業があります。その一つに「どっこい喫茶」があります。

毎月第三土曜日の午前中に開催している「どっこい喫茶」です。以前は、1階交流スペースを喫茶スペースとして開催していましたが、4月と5月は、感染予防策を講じ、持ち帰りを基本として開催しました。

4月17日(土)は、炊き込みご飯とおかずを作り販売しました。5月15日(土)は、「どっこい★フード福袋」を配布しました。

両日とも、どっこい隊(地域ボランティア)のみなさんの協力のもと開催しました。

※どっこい★フード福袋について

食べ物として十分、安全に食べられる食品が年間500万トン~900万トンが捨てられています。いわゆる「食品ロス」を削減するため、どっこい隊の活動の一環として食品の無料配布を行っています♪希望者に登録をしてもらい、スタンプカードを発行しています。スタンプが5個たまったらオリジナルエコバックをプレゼント!



4月のどっこい喫茶のようす



「人権のまちづくりを考える」すみよし 連続講座 7月例会のご案内

★5月29日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大により延期となった講座です。



「お片付け」をして健康になろう!

「お片付け」は健康寿命につながります。子どもの巣立ち、定年退職など、ライフサイクルの変化に応じて、必要なモノもどんどん変化します。思い出のモノは残しながら、今を快適に過ごすためにお掃除しませんか?

または高齢で身寄りもなく、「もし万一のことがあったら、この荷物はどうするの」と不安に思ったことはありませんか?

家の中のモノは減らしておくにすることはありません。しかし、高齢者の方々にとって「捨てる」ことは最もしたくないこと…。

そんな様々な問題を抱えたお宅に、1,000件以上訪問した講師が経験から適切にアドバイス!

介護従事者の方もご参加 OK。
みなさまのご参加お待ちしております。



日時:7月24日(土) 午後1時から午後3時
講師:みやたか みちよさん(くらすむぶ住環境アドバイザー)
会場:住吉住宅集会所

参加費:500円(賛助会員は250円)

定員:20名(申込先着順)

主催:(公財)住吉隣保事業推進協会

応募方法:直接来館・電話・FAX(FAXの場合は、講座名・名前・年齢・電話番号を明記ください)。

ホームページからもお申込いただけます。



【お申し込み・お問い合わせ先】

住吉隣保事業推進センター(すみよし隣保館 寿)

住所:大阪市住吉区帝塚山東5-6-15

電話:06-6674-3732 FAX 06-6674-3700

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 さまざまな媒体で情報を配信しています!

ホームページもチェック



当財団イベント・講座のお知らせ、
事業や活動の報告を随時更新中!

すみよし隣保館で検索

Facebookもチェック



当財団イベント・講座のお知らせ、
事業や活動の報告を随時更新中!

すみよし 寿 フェイスブックで検索

Instagram



当財団イベント・講座のお知らせ、
事業や活動の報告を随時更新中!

@sumiyoshi_kotobuki

YouTube



当財団で開催したイベント・講座の動画を
配信。ぜひ、チャンネル登録をお願い
します!

すみりんニュース発行について



「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行し、賛助会員のみなさまにお届けしています。バックナンバーは、住吉隣保事業推進協会ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

